

新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

射水市立

学校長あて

年 組 氏名

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過したこと）を次のとおり報告いたします。

1 発症日	月 日 ()
(発症日は、発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日で、0日目となります。)	
2 受診日・受診医療機関	月 日 () 医療機関名
(受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。)	
3 症状が軽快した日	月 日 ()
(「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。)	
4 休んだ期間	月 日 () ~ 月 日 ()

※発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

新型コロナウイルス感染症出席停止期間 早見表

	発症日	発 症 後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に 症状が軽快した場合	発 症	症状軽快	症状軽快後 1日	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後2日目に 症状が軽快した場合	発 症		症状軽快	症状軽快後 1日	発症後 4日目	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後3日目に 症状が軽快した場合	発 症			症状軽快	症状軽快後 1日	発症後 5日目		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後4日目に 症状が軽快した場合	発 症				症状軽快	症状軽快後 1日		
		出 席 停 止					登校可能	
発症後5日目に 症状が軽快した場合	発 症					症状軽快	症状軽快後 1日	
		出 席 停 止						登校可能

◆ 最低でも5日間は、出席停止となります。

◆ 無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。

(令和5年5月作成)